

コネクティッドホーム アライアンス 会員細則

（賛助会員）

第1条 コネクティッドホーム アライアンス（※以下、「アライアンス」という）の賛助会員の資格条件は下記を基本とする。

- （1）設立5年以内
- （2）資本金1億円以下
- （3）従業員100名以下
- （4）非上場企業であること
- （5）大企業の持分法適用会社でないこと

2 賛助会員となるものは、アライアンスの活動について下記の条件を付すものとする。

- （1）総会における議決権は無い。
- （2）研究会及び研究会に関連する活動については、特段の制約を設けない。
- （3）会員期間は入会した日から翌年度の終期までの最長2年間とする。ただし、賛助会員期間満了後、理事会の承認を経て、一般会員として入会することができる。
- （4）前項本文の会員期間について、賛助会員が会員期間の延長を希望し、かつアライアンスの活動に貢献したと理事会が認める場合には、期間延長することができるものとする。この場合、延長期間は最長1年間、回数は3回を上限とし、延長の都度、延長の可否（アライアンスの活動への貢献）について理事会の承認を得るものとする。

（会費）

第2条 アライアンスの一般会員として入会する者は、その入会時期により、下記に記載の年度会費を支払うものとする。

入会時期	年度会費
4～9月	500,000円
10～翌年3月	250,000円

（改廃）

第3条 本細則の改廃は、理事会の決議によるものとする。本細則の解釈に疑義が生じた場合は、理事会がこれを裁定する。

附則 2019年8月8日施行

改訂 2021年7月16日施行